

電原運第2020-56号

令和2年8月31日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

清水 希茂

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、令和2年5月29日付け電原運第2020-29号をもって申請した島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文および別添を以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「2. 変更の理由」を添付1のとおり補正する。
- ・本文のうち、「3. 施行期日」を添付2のとおり補正する。
- ・別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」を添付3のとおり補正する。

以上

変更認可申請書の本文のうち  
「2. 変更の理由」の補正前後比較表

変更認可申請書の本文のうち「2. 変更の理由」の補正前後比較表

補正前	補正後	備 考
<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、ならびに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、および同法を実施するため、令和2年1月23日付けで実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから、島根原子力発電所原子炉施設保安規定の関連条文の変更および新規条文の追加を行う。</p> <p>(2) 組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴い、以下の条文を変更する。</p> <p>第1編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3条（品質保証計画）</li> <li>・ 第4条（保安に関する組織）</li> <li>・ 第5条（保安に関する職務）</li> </ul> <p>第2編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第125条（品質保証計画）</li> <li>・ 第126条（保安に関する組織）</li> <li>・ 第127条（保安に関する職務）</li> </ul> <p>(3) 監査業務の見直しに伴う変更</p> <p>監査業務の見直しに伴い、以下の条文を変更する。</p> <p>第1編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3条（品質保証計画）</li> </ul> <p>第2編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第125条（品質保証計画）</li> </ul> <p>(4) 関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更</p> <p>関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動体制の見直しに伴い、以下の条文を変更する。</p> <p>第1編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）</li> <li>・ 第3条（品質保証計画）</li> <li>・ 第5条（保安に関する職務）</li> </ul> <p>第2編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第123条（関係法令および保安規定の遵守）</li> <li>・ 第125条（品質保証計画）</li> <li>・ 第127条（保安に関する職務）</li> </ul>	<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、ならびに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、および同法を実施するため、令和2年1月23日付けで実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから、島根原子力発電所原子炉施設保安規定の関連条文の変更および新規条文の追加を行う。</p> <p>(2) 監査業務の見直し等に伴う変更</p> <p>監査業務の見直し、独立監査組織における関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しおよび組織改正に伴い、以下の条文を変更する。</p> <p>第1編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）</li> <li>・ 第3条（品質保証計画）</li> <li>・ 第4条（保安に関する組織）</li> <li>・ 第5条（保安に関する職務）</li> </ul> <p>第2編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第123条（関係法令および保安規定の遵守）</li> <li>・ 第125条（品質保証計画）</li> <li>・ 第126条（保安に関する組織）</li> <li>・ 第127条（保安に関する職務）</li> </ul>	<p>監査業務等に係る変更の理由の一本化</p>

□ : 補正箇所を示す。

変更認可申請書の本文のうち  
「3. 施行期日」の補正前後比較表

変更認可申請書の本文のうち「3. 施行期日」の補正前後比較表

補正前	補正後	備考								
<p>3. 施行期日</p> <p>(1) この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>(2) 組織改正に伴う、第3条、第4条、第5条、第125条、第126条および第127条の変更  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それ                      までの間は従前の例による。</span></p> <p>(3) 組織改正に伴う、第3条、第4条、第5条、第125条、第126条および第127条の変更  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">の適用までの間は、本規定中の用語について、以下のとおり読みかえる。</span></p> <table border="1" data-bbox="168 384 1010 501"> <thead> <tr> <th style="border: none;">本規定中の用語</th> <th style="border: none;">読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">内部監査部門</td> <td style="border: 1px solid black;">考査部門</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">内部監査部門長</td> <td style="border: 1px solid black;">考査部門長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">内部監査部門部長（原子力監査）</td> <td style="border: 1px solid black;">考査部門部長（原子力監査）</td> </tr> </tbody> </table>	本規定中の用語	読みかえ	内部監査部門	考査部門	内部監査部門長	考査部門長	内部監査部門部長（原子力監査）	考査部門部長（原子力監査）	<p>3. 施行期日</p> <p>(1) この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	<p>監査業務等に係る変更の理由の一本化に伴う施行期日の見直し</p>
本規定中の用語	読みかえ									
内部監査部門	考査部門									
内部監査部門長	考査部門長									
内部監査部門部長（原子力監査）	考査部門部長（原子力監査）									

: 補正箇所を示す。

変更認可申請書のうち  
別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の  
補正前後比較表

備考	変更前	変更後	
	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守) 第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。 (1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を構築にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 (2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を継続する。</p> <p>(3) 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(4) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守) 第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。 (1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を構築にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 (2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を継続する。</p> <p>(3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を継続する。 (4) 第4条(保安に関する組織(内部監査部門を除く。))は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。 (7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>備考</p> <p>・検査業務の項目等に伴う変更</p>

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

備考	変更前	変更後	
	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守) 第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。 (1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を構築にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 (2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を継続する。</p> <p>(3) 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(4) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守) 第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。 (1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を構築にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 (2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を継続する。</p> <p>(3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を継続する。 (4) 第4条(保安に関する組織(内部監査部門を除く。))は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。 (7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>備考</p> <p>・関係法令等の遵守に係る活動体制の異動に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>【品質保証計画】 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証計画を実施するに当たり、以下の品質保証計画を定める。</p> <p>【品質保証計画】 1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JFAG4111-2009）」（以下「JFAG4111」という。）および関係法令に基づき品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JFAG4111 に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 原子炉施設を構成する構築物、系統および機器等の総称のことをいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>(2) 原子力施設事故情報公開プログラム 原子力施設の事故または故障等の情報を迅速・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JFAG4111-2009）」（以下「JFAG4111」という。）および関係法令に基づき品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証計画を実施するに当たり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】 1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の構築に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品質規則」という。）に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、下記に定めるもの他品質規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 原子炉施設の事故もしくは故障等の情報を迅速・維持・向上させるため、「活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設事故情報公開プログラム）」のことという。</p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第106条において同じ。)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>【品質保証計画】 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証計画を実施するに当たり、以下の品質保証計画を定める。</p> <p>【品質保証計画】 1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JFAG4111-2009）」（以下「JFAG4111」という。）および関係法令に基づき品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JFAG4111 に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 原子力施設を構成する構築物、系統および機器等の総称のことをいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>(2) 原子力施設事故情報公開プログラム 原子力施設の事故または故障等の情報を迅速・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JFAG4111-2009）」（以下「JFAG4111」という。）および関係法令に基づき品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p>	<p>島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証計画を実施するに当たり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】 1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の構築に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品質規則」という。）に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、下記に定めるもの他品質規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 原子炉施設の事故もしくは故障等の情報を迅速・維持・向上させるため、「活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設事故情報公開プログラム）」のことという。</p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第106条において同じ。)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



変更前	変更後
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める審査事項の保安に関する組織（本欄において、以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>（3）組織は、品質マネジメントシステムの運用において、<u>「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」</u>（以下「重要度分類指針」という。）に基づき重要性に依り、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づき重要性を加えて以下の事項を考慮する。</p> <p>a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または革新性の程度  b) プロセスおよび原子炉施設の歴史的な性能や記録のトータリティの程度  c) 検査または試験による原子炉安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度  d) 作業または検査プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替の難易度</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本欄において同じ。）を指すをいう。以下、本欄において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するともに、その有効性を維持する（保安活動の目的が達成される確信性が高い計画を立案し、計画とおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果が確認していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子炉の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステム起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに依り、a. からe. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に依りて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づき重要性に依り、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子炉品質保証指針」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度  b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子炉の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的な影響の大きさを「原子炉の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く）」およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</p> <p>e. 機器等の故障または通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象、人的過失による作業の失敗等）をいう。の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に把握し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p>

変更前	変更後
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める審査事項の保安に関する組織（本欄において、以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づき重要性に依り、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づき重要性を加えて以下の事項を考慮する。</p> <p>a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または革新性の程度  b) プロセスおよび原子炉施設の歴史的な性能や記録のトータリティの程度  c) 検査または試験による原子炉安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度  d) 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替の難易度</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本欄において同じ。）を指すをいう。以下、本欄において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するともに、その有効性を維持する（保安活動の目的が達成される確信性が高い計画を立案し、計画とおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果が確認していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子炉の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステム起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに依り、a. からe. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に依りて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づき重要性に依り、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子炉品質保証指針」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度  b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子炉の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的な影響の大きさを「原子炉の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く）」およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</p> <p>e. 機器等の故障または通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象、人的過失による作業の失敗等）をいう。の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に把握し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

備考  
原子炉規制における検査制度の変更

検査業務等に係る変更の理由の本化

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表



図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係

4.2 文書化に関する要求事項

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に「規定型(保安規定各条文との関連をb).e).およびd).の表に示す。

※適正とは、不作為がなされていないことという。

a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明  
b) 品質マニュアル  
品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。

一次文書名 (関連条文)	制定者
本品質保証計画	社長
原子力品質保証規程 (第3条)	社長
原子力品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長
原子力安全管理監査細則 (第3条)	検査部門長

図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。

(1) 品質方針および品質目標

(2) 品質マニュアル  
品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。

一次文書名 (関連条文)	制定者
本品質マネジメントシステム計画	社長
原子力品質保証規程 (第3条)	社長
原子力品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長
原子力安全管理監査細則 (第3条)	内部監査部門長

・ 監査業務の見直し等に伴う変更

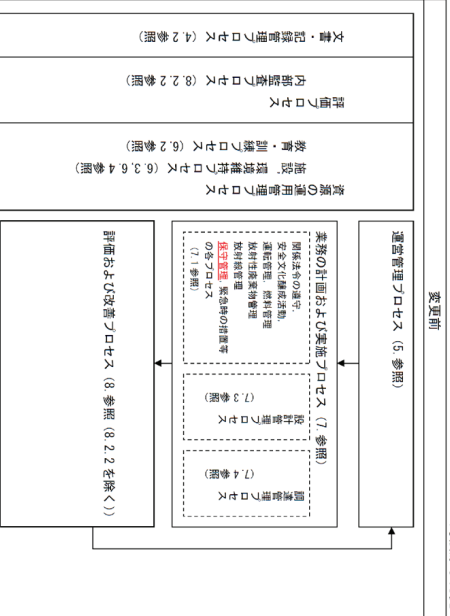


図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係

4.2 文書化に関する要求事項

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に「規定型(保安規定各条文との関連をb).e).およびd).の表に示す。

※適正とは、不作為がなされていないことという。

a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明  
b) 品質マニュアル  
品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。

一次文書名 (関連条文)	制定者
本品質保証計画	社長
原子力品質保証規程 (第3条)	社長
原子力品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長
原子力安全管理監査細則 (第3条)	検査部門長

図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。

(1) 品質方針および品質目標

(2) 品質マニュアル  
品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。

一次文書名 (関連条文)	制定者
本品質マネジメントシステム計画	社長
原子力品質保証規程 (第3条)	社長
原子力品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長
原子力安全管理監査細則 (第3条)	内部監査部門長

・ 組織改正に伴う変更



備考  
 原子力規制における検査制度の変更の理由の本化  
 に係る業務等に関する変更の理由の本化

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前		変更後		備考
関連条項 項目	一次文書名	二次文書名	監査部門	
7.1 業務の計画 (つづき)	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>監査業務の見直し等に伴う変更</li> </ul>
7.2.3 外部とのコミュニケーション 設計・開発	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
7.4 訓練	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
8.2.1 原子力安全の達成	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
8.2.4 検査および評価 その他の分折	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
7.1 業務の計画 (つづき)	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
7.2.3 外部とのコミュニケーション 設計・開発	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
7.4 訓練	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
8.2.1 原子力安全の達成	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
8.2.4 検査および評価 その他の分折	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前		変更後		備考
関連条項 項目	一次文書名	二次文書名	監査部門	
7.1 業務の計画 (つづき)	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>関係法令等の遵守に係る活動に際する変更</li> <li>原子力規制における検査制度の変更に伴う変更</li> </ul>
7.2.3 外部とのコミュニケーション 設計・開発	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
7.4 訓練	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
8.2.1 原子力安全の達成	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
8.2.4 検査および評価 その他の分折	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
7.1 業務の計画 (つづき)	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
7.2.3 外部とのコミュニケーション 設計・開発	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
7.4 訓練	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
8.2.1 原子力安全の達成	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	
8.2.4 検査および評価 その他の分折	原子力品質保証規程	原子力安全文化 構成基本要領 (第2条の2)	電源事業 本部長	

□ : 補正箇所を示す。

備考  
 監査業務等に係る変更の理由の一本化

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		変更前	変更後	備考																																										
<p>e) <u>AECD1111</u>が要求する“<u>文書化された手順</u>”および記録          このうち、<u>AECD1111</u>が要求する“<u>文書化された手順</u>”である二次文書を以下の表に示す。</p>		<p>実施部門</p> <table border="1"> <tr> <th>開連条項・項目</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> <tr> <td>4.2.3 文書管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>文書・記録管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理規程</td> <td>原子力安全管理規程要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>監視部門内規程第3条</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>監視部門内規程第3条</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>不適合管理要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>不適合管理要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>是正処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>是正処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.3 予防処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>予防処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>予防処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </table>	開連条項・項目	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	4.2.3 文書管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理規程	原子力安全管理規程要領 (第3条)	電源事業本部長	4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	8.3 不適合管理	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	<p>(4) 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等 (以下「手順書等」という。)          このうち、二次文書を以下の表に示す。</p>	<p>原子力規則における検査制度の見直しに伴う変更</p>
開連条項・項目	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																																								
4.2.3 文書管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理規程	原子力安全管理規程要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長																																								
8.3 不適合管理	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
<p>また、一次文書、二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、本規定を遵守するために、b), c), d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、本規定上の位置付けを明確にする。</p>		<p>方針 および目録 (一次文書)</p> <p>管理 (二次文書)</p> <p>業務実施 (三次文書)</p> <p>記録</p>	<p>方針 および目録 (一次文書)</p> <p>管理 (二次文書)</p> <p>業務実施 (三次文書)</p> <p>記録</p>	<p>監査業務の見直し等に伴う変更</p>																																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		変更前	変更後	備考																																										
<p>e) <u>AECD1111</u>が要求する“<u>文書化された手順</u>”および記録          このうち、<u>AECD1111</u>が要求する“<u>文書化された手順</u>”である二次文書を以下の表に示す。</p>		<p>実施部門</p> <table border="1"> <tr> <th>開連条項・項目</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> <tr> <td>4.2.3 文書管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>文書・記録管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理規程</td> <td>原子力安全管理規程要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>監視部門内規程第3条</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>監視部門内規程第3条</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>不適合管理要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>不適合管理要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>是正処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>是正処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.3 予防処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>予防処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>予防処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </table>	開連条項・項目	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	4.2.3 文書管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理規程	原子力安全管理規程要領 (第3条)	電源事業本部長	4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	8.3 不適合管理	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	<p>(4) 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等 (以下「手順書等」という。)          このうち、二次文書を以下の表に示す。</p>	<p>原子力規則における検査制度の見直しに伴う変更</p>
開連条項・項目	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																																								
4.2.3 文書管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理規程	原子力安全管理規程要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長																																								
8.3 不適合管理	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
<p>また、一次文書、二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、本規定を遵守するために、b), c), d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、本規定上の位置付けを明確にする。</p>		<p>方針 および目録 (一次文書)</p> <p>管理 (二次文書)</p> <p>業務実施 (三次文書)</p> <p>記録</p>	<p>方針 および目録 (一次文書)</p> <p>管理 (二次文書)</p> <p>業務実施 (三次文書)</p> <p>記録</p>	<p>監査業務の見直し等に伴う変更</p>																																										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		変更前	変更後	備考																																										
<p>e) <u>AECD1111</u>が要求する“<u>文書化された手順</u>”および記録          このうち、<u>AECD1111</u>が要求する“<u>文書化された手順</u>”である二次文書を以下の表に示す。</p>		<p>実施部門</p> <table border="1"> <tr> <th>開連条項・項目</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> <tr> <td>4.2.3 文書管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>文書・記録管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理規程</td> <td>原子力安全管理規程要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>監視部門内規程第3条</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>監視部門内規程第3条</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>不適合管理要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>不適合管理要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>是正処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>是正処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.3 予防処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>予防処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>予防処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </table>	開連条項・項目	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	4.2.3 文書管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理規程	原子力安全管理規程要領 (第3条)	電源事業本部長	4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	8.3 不適合管理	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	<p>(4) 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等 (以下「手順書等」という。)          このうち、二次文書を以下の表に示す。</p>	<p>原子力規則における検査制度の見直しに伴う変更</p>
開連条項・項目	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																																								
4.2.3 文書管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理規程	原子力安全管理規程要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長																																								
8.3 不適合管理	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
<p>また、一次文書、二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、本規定を遵守するために、b), c), d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、本規定上の位置付けを明確にする。</p>		<p>方針 および目録 (一次文書)</p> <p>管理 (二次文書)</p> <p>業務実施 (三次文書)</p> <p>記録</p>	<p>方針 および目録 (一次文書)</p> <p>管理 (二次文書)</p> <p>業務実施 (三次文書)</p> <p>記録</p>	<p>監査業務の見直し等に伴う変更</p>																																										

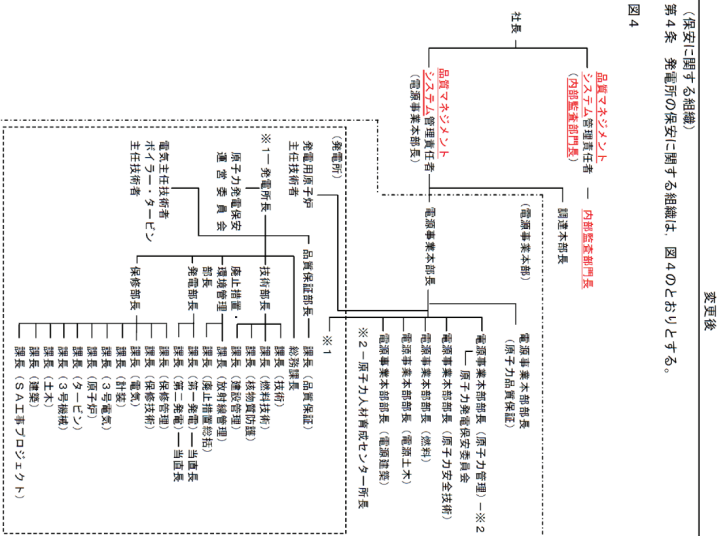
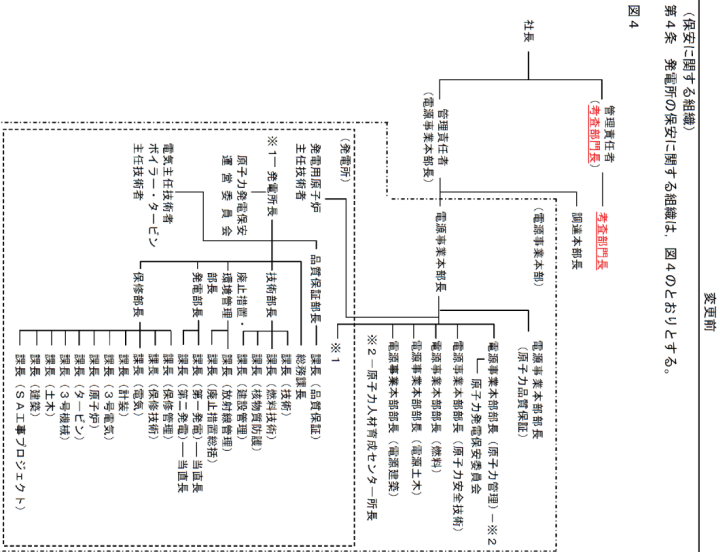
島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表		変更前	変更後	備考																																										
<p>e) <u>AECD1111</u>が要求する“<u>文書化された手順</u>”および記録          このうち、<u>AECD1111</u>が要求する“<u>文書化された手順</u>”である二次文書を以下の表に示す。</p>		<p>実施部門</p> <table border="1"> <tr> <th>開連条項・項目</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> <tr> <td>4.2.3 文書管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>文書・記録管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力安全管理規程</td> <td>原子力安全管理規程要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>監視部門内規程第3条</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>監視部門内規程第3条</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合管理</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>不適合管理要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>不適合管理要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>是正処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>是正処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>8.5.3 予防処置</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>予防処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>予防処置基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </table>	開連条項・項目	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	4.2.3 文書管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理規程	原子力安全管理規程要領 (第3条)	電源事業本部長	4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	8.3 不適合管理	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	<p>(4) 品質規則の要求事項に基づき作成する手順書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等 (以下「手順書等」という。)          このうち、二次文書を以下の表に示す。</p>	<p>原子力規則における検査制度の見直しに伴う変更</p>
開連条項・項目	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																																								
4.2.3 文書管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理規程	原子力安全管理規程要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長	原子力品質保証規程	監視部門内規程第3条	電源事業本部長																																								
8.3 不適合管理	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	不適合管理要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
8.5.2 是正処置	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
8.5.3 予防処置	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																																								
<p>また、一次文書、二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、本規定を遵守するために、b), c), d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、本規定上の位置付けを明確にする。</p>		<p>方針 および目録 (一次文書)</p> <p>管理 (二次文書)</p> <p>業務実施 (三次文書)</p> <p>記録</p>	<p>方針 および目録 (一次文書)</p> <p>管理 (二次文書)</p> <p>業務実施 (三次文書)</p> <p>記録</p>	<p>監査業務の見直し等に伴う変更</p>																																										

□ : 補正箇所を示す。

備考

監査業務等に係る変更の理由の一本化

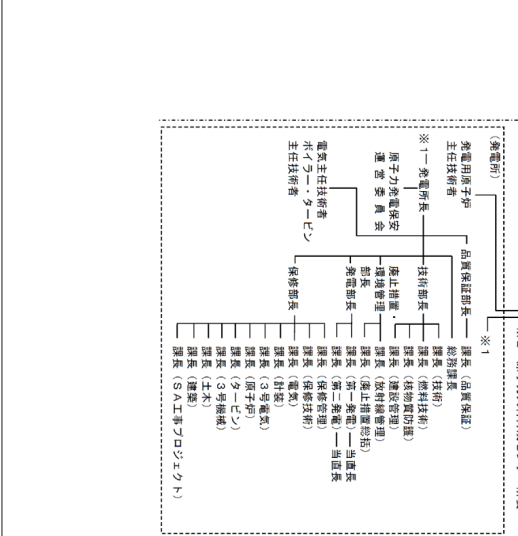
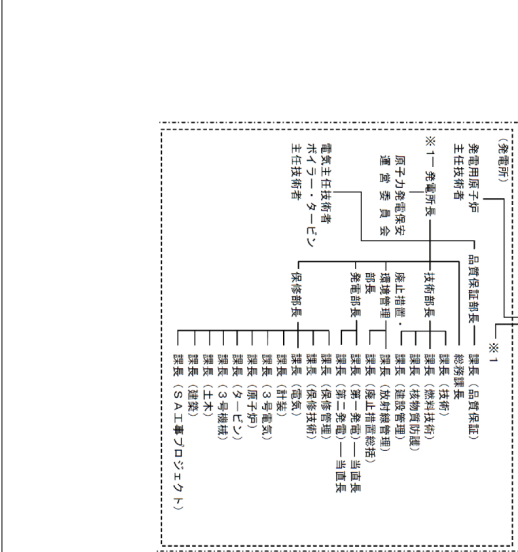
島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表



備考

・原子力規制における検査制度の員直しに伴う変更  
・監査業務の員直し等に伴う変更

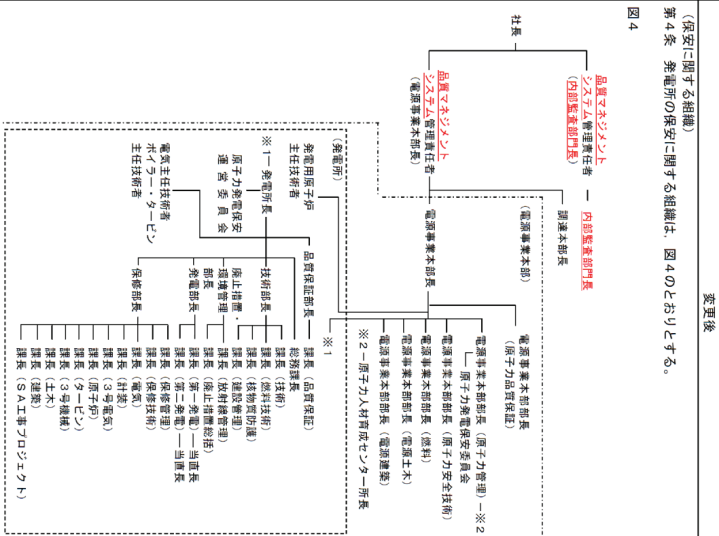
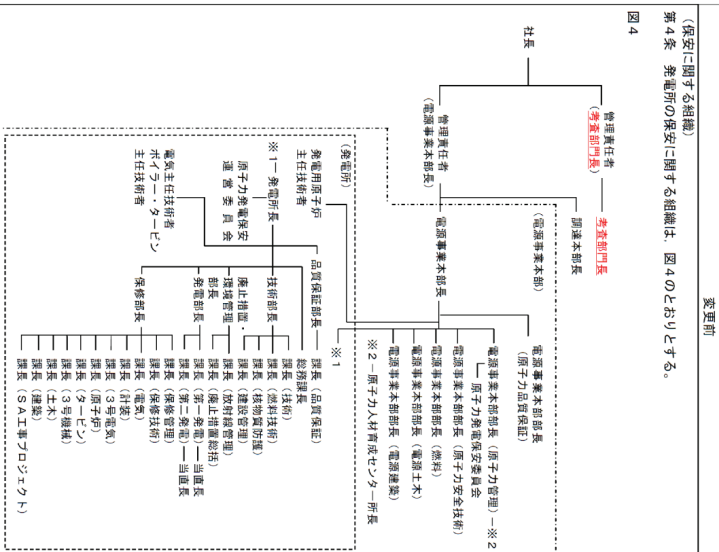
補正後



・原子力規制における検査制度の員直しに伴う変更  
・組織改正に伴う変更

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

補正前



・原子力規制における検査制度の員直しに伴う変更  
・組織改正に伴う変更

□ : 補正箇所を示す。

	備考
	備考 検査業務等に係る変更の理由の一本化

	備考
補正前	補正後
変更前	変更後
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トリアル」等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を確保し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を構築する。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的な活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. <b>検査部門長</b>は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および<b>使用前事業者検査等の総括</b>に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>42. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トリアル」等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を確保し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに<b>健全な安全文化を醸成</b>することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を構築する。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的な活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに<b>健全な安全文化を醸成</b>する活動を統括する。</p> <p>3. <b>内部監査部門長</b>は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、<b>内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。</b></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および<b>輸入医薬物の管理に関する業務</b>を統括する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および<b>使用前事業者検査等の総括</b>に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>42. <b>各職位は、第3条8. 2. 4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査を行うことができない。</b></p> <p>43. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>
備考	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>記載の適正化</li> </ul>

	備考
補正前	補正後
変更前	変更後
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トリアル」等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を確保し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を構築する。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的な活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. <b>検査部門長</b>は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および<b>定期事業者検査等の総括</b>に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>42. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トリアル」等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を確保し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに<b>健全な安全文化を醸成</b>することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を構築する。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的な活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動ならびに<b>健全な安全文化を醸成</b>する活動を統括する。</p> <p>3. <b>内部監査部門長</b>は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、<b>内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。</b></p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および<b>輸入医薬物の管理に関する業務</b>を統括する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および<b>使用前事業者検査等の総括</b>に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>42. <b>各職位は、第3条8. 2. 4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査を行うことができない。</b></p> <p>43. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p>
備考	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>記載の適正化</li> </ul>

変更認可申請書のうち別添「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表」の補正前後比較表

□ : 補正箇所を示す。





